

2021年1月25日  
認定都市プランナー制度運営委員会

2017年度に合格し登録された方は、今年度登録更新を迎えます。

また、諸事情により一昨年度及び昨年度登録更新をされなかった方も受付が可能です。

今年度の登録更新の受付期間は下記の通りです。

■認定都市プランナー：2021.5.19～2021.8.19

■認定准都市プランナー：2021.1.25～2021.4.25

一方、新型コロナウイルス感染の影響により、多くのセミナー、研修会が中止もしくはオンライン方式に変更され、CPD ポイントの取得機会が減少しました。

このため、今年度の登録更新に限り特別に、見なし CPD の取得基準を緩和することにしました。

具体的には次の通りです。

※詳しくは、都市計画コンサルタント協会ホームページにある「登録更新の手引き」を参照して下さい。

#### ●都市計画書籍購読による CPD ポイント取得限度数の緩和

- ・都市計画に関する書籍を購読すれば、認定都市プランナー登録更新者にあつては1件につき2ポイント年間で10ポイントを限度、認定准都市プランナー登録更新者にあつては1件につき2ポイント年間で4ポイントを限度として見なし CPD ポイントが取得できます。
- ・これを、今年度に限り、コロナウイルス感染の影響を受ける4年間の最後の1年間（認定都市プランナーは2020.8.19～2021.8.19。認定准都市プランナーは2020.4.25～2021.4.25）における取得限度ポイントを10ポイント（認定准都市プランナーは6ポイント）追加し、年間20ポイント（認定准都市プランナーは10ポイント）まで取得できるものとなりました。

#### ●オンライン上のセミナー、研修会を視聴した場合、ポイント取得を可能とする

- ・現在、都市計画コンサルタント協会が主催する「都市墾サロン」をパスワードを取得して視聴した場合、1時間につき1ポイントの見なし CPD ポイントが取得できます。
- ・これを、「都市墾サロン」に限らず、都市計画に関するオンライン上のセミナー、研修会等を視聴した場合も1時間につき1ポイントの見なし CPD ポイントを取得することを可能とします。  
（注：都市計画コンサルタント協会が主催する「都市墾サロン」「認定都市プランナー情報交流会」などでオンラインセミナーとして開催したものについては、正規の都市計画 CPD ポイントが付与されます）
- ・ただし、視聴をした証明書類（申込書、Zoom などの招待状）を添付する必要があります。

なお、見なし CPD ポイントは、必要取得数の8割までですので、これを越えないように注意して下さい。